

昭和五十四年十二月十四日受領  
答 弁 第 四 号

(質問の 四)

内閣衆質九〇第四号

昭和五十四年十二月十四日

内閣総理大臣 大平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員藤田スミ君提出生食用冷凍鯨肉への着色料使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員藤田スミ君提出生食用冷凍鯨肉への着色料使用に関する質問に対する答

弁書

一から三までについて

食品衛生法においては、生の鯨肉に合成着色料を使用することは認められておらず、これに適合しないものについては、公衆衛生の見地から十分に監督を行つてまいりたい。

右答弁する。